11. 東北地方整備局
草刈機運転作業安全基準

（白　紙）

東北地方整備局草刈機運転作業安全基準

目　　的

１．この基準は、草刈機による除草作業の安全を保持し、労働災害を防止することを目的とする。

２．この基準は、他の関係法令に定めのある場合のほか、すべての動力付草刈機（自走式、車載式を含む）の操作取扱い等について適用する。

工事責任者

３．この基準でいう工事責任者とは、直営工事にあっては出張所長、請負工事にあっては現場代理人をいう。

作業主任者

４．工事責任者は、除草作業の事故防止を図るため、作業全般に精通した者を作業主任者　として選任し、作業主任者は現場に常駐して、作業に従事する作業員の指揮および当該基準に定める事項を行なわせるものとする。

機械作業員の指名

５．工事責任者は、使用機械の種類、取扱いの難易、取扱いの資格、作業員の性格、年令および熟練度等を勘案し、適切な者を機械作業員に指名するものとする。

安全管理の徹底

６．工事責任者は、作業中の事故を防止するため、作業員に次の事項を遵守するよう徹底すること。

（１）機械の運転は、指名された機械作業員以外にはさせないこと。

（２）機械は、作業開始前に十分点検し、異常のないことを確認すること。

（３）服装は、安全作業に適したものを正しく着用し、履物は、作業に適した靴及びすね当て等を用いること。

（４）着用を命ぜられた保安帽、保護面等は必ず着用し、必要に応じて安全ロープを着用すること。

なお、これらに不要品があった場合は、直ちに良品と交換して使用す

ること。
（５）傾斜地での作業は、転倒、横滑り等の危険があるので、作業足場の状態に注意して行ない、安定した作業姿勢で行うこと。
（６）作業は、作業主任者の指揮のもとに行うこと。

作業主任者の職務
７．作業主任者は、作業中における事故防止のため、次の事項を行うこと。
（１）作業員に作業方法および順序を指示し、安全作業の指導を行うこと。
（２）使用機械の整備状態に注意し、異常がある場合は、整備が完了するまで使用させないこと。
（３）道路の路肩付近での作業の場合は、必要に応じて誘導員を配置し、通行車輌および通行人の安全を確保するとともに､作業の安全を図ること。
（４）作業現場内の石、針金、木片その他の障害物は、作業員および第三者に危険をおよぼし、機械のカッター類に損傷をおこす恐れがあるので、作業開始前に障害物の除去を行わせて、除去不能のものについては、適当な注意標識を設けること。
（５）複数以上の機械作業は､相互に安全な距離を保つように機械を配置し、並列な作業は危険を伴うので避けること。
（６）機械作業時には、運転操作をしている機械作業員以外の作業員に接近作業をさせないよう注意すること。

機械の装置および点検整備
８．工事責任者は、機械の安全運転を確保するため、作業に使用する機械には次の事項を具備し、かつ十分な点検整備をさせること。
（１）ハンマーナイフ形草刈機の回転部分は､接触した障害物の飛散により、作業員に危害をおよぼさないように、保護カバーを取付けなければならない。
（２）回転円板形のカッターは、危害防止に必要な保護装置を設けること。
（３）背負式草刈機は、エンジン市道の際にカッターが回転しない構造であること。
（４）高速回転するカッターは、折損、屈曲等が生ずると、機械的なバランスがくずれて、異動振動いよるボルトの弛ま等、故障あるいは事故の原因となるので、常に機械の状態に注意して、異常を感知した場合には、

直ちに修理を実施すること。
（５）機械各部の注油脂は適切に実施すること。
（６）エンジンの運転状態が不良な場合は、完全に整備を実施すること。

機械の安全操作
９．工事責任者は、機械操作の安全を確保するため次の事項を遵守させること。
（１）取扱機械の作業性能に合った速度で機械を操作し、無理な作業動作は行わないこと。
（２）背負式草刈機は、確実に背負ってからエンジンを起動させること。
（３）背負式草刈機は、刈取り方向を一定とし、右から左へ移動して操作すること。
（４）障害物の多い場所での作業には、回転円板形の草刈機は使用しないこと。
（５）作業中の現場移動、あるいは作業を一時中止する場合は、草刈装置の回転を完全に停止させてから行うこと。
（６）作業中、障害物等に接触させた場合には、安全確認のためエンジンを停止させてから各部の弛み、損傷の有無を点検すること。
（７）回転部分を停止させる場合は、手足等により止めないで、自然停止あるいはエンジン停止によること。
（８）自走式草刈機は、横転および横滑りを起す恐れがある傾斜地では使用しないこと。

適用時期
10．この基準は、昭和４９年４月１日から施工する除草作業に適用する。

（白　紙）